公大協ガバナンスコードの適合状況

1　公立大学の自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築

公立大学は、設置自治体が示す設置目的をミッションとして踏まえ、設置自治体から措置される 基盤的経費を重要な財源として活用しながら、教育・研究、地域／社会貢献機能を最大限に発揮 し、地域の公共的財産として地域社会の発展に貢献する責任を負っている。この責任を果たしていく ために、公立大学にはその自主性・自律性に基づいた目標・計画を作成し、それを実現に導くことの できる体制を構築することが求められる。

	項目名	本学 適合状況	
原則1-1	公立大学のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定 公立大学は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定する。 また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努める とともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を示すなど、透明性の確保に努めて いく。	設立団体が示す設置目的を踏まえ、その実現のため「福岡県立大学憲章」で基本理念、教育研究目標を策定し、「中期計画」で具体的な戦略を策定している。これらの策定に当たっては、理事会、経営協議会の学外理事及び学外委員から意見を聴取している。また、福岡県公立大学法人評価委員会からの意見を法人運営に活かしている。 【定款】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/corpoInfo/files/1-1-01.pdf 【福岡県立大学憲章】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/aboutus/Charter.html 【第４期中期計画】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/corpoInfo/files/no4_keikaku.pdf 【評価委員会評価結果】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/corpoInfo/files/30_R5hyouka_kakutei.pdf	適合
原則1-2	目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築 公立大学は、ミッションを踏まえ、目標を達成するための戦略を策定・実行するとともに、その成果 の検証を行い、目標・戦略の見直しに反映させる仕組みを整備する。その際、大学の活動についてのデータを収集・分析し、意思決定を支援するための IR 機能等の充実など、エビデンスベース による検証、資源配分の見直しに努めていく。	「中期目標」を達成するために策定した「中期計画」については、「中期計画推進会議」及び「IRサイクル総合会議」において、評価指標に対する当該年度の取組みの設定→進捗管理→自己評価・課題の把握→次年度の取組みの設定という一連のプロセスを実行している。 また、外部構成員を含む経営協議会や理事会で取組みの進捗状況を定期的に審議し、外部の意見を毎年度の取組みに反映させるとともに、福岡県公立大学法人評価委員会からいただいた意見を法人運営に活かしている。 加えて、本学の政策決定及び意志決定を支援し、内部質保証に資する活動を行うための組織としてIR推進室を設置し、大学情報の収集・蓄積・管理分析・評価を行っている。	適合
原則1-3	自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築 公立大学は、ミッションを実現するため、設置自治体からの運営費交付金等を重要な財政基盤と していることから、大学内部の人的・物的資源等を戦略的、効率的、効果的に配分するとともに、 教職協働により教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営の体制を構築する。	学内協議機関である主要6委員会（総務人事委員会、予算委員会、教務入試委員会、学生委員会、地域連携委員会、改革推進委員会）は、相互に緊密に連携しており、大学内部の人的・物的資源等を戦略的、効率的、効果的に配分する体制が確立している。 また、主要６委員会はもちろん、委員会の下部組織である部会等、より実務的な組織も、基本的に教員と事務職員で構成されており、教職協働による教学運営体制が構築されている。	適合

	項目名	本学 適合状況	
原則1-4	多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成 公立大学は、社会に対する役割を継続的に果たしていけるよう、性別や国際性などの観点から多様な人材を確保するとともに、大学経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性・戦略性 を有する人材、地方自治制度や高等教育制度に精通する人材等、高度な専門性を有する人材 を長期的な視点に立って計画的に育成する。特に、大学の運営の重要な担い手である事務職員 については、中長期的な人材育成計画や人事異動方針等を策定する。	教職員の採用については、公募を原則としており、多様な人材、優秀な人材の確保を図っている。 また、教職員を対象として、大学運営の質の向上を目的としたSD・FD研修を実施し、長期的な視点に立った人材育成に取り組んでいる。 さらに、急速な少子化に伴い18歳人口が減少する中、本学の使命、目的を達成するためには、大学運営の重要な担い手である事務職員の資質向上が欠かせないことから、”求める職員像”、”キャリアパス”、”具体的な人事方針”からなる、「公立大学法人福岡県立大学職員人事方針」を策定し、中長期的な人材育成に努めている。	適合
原則1-5	自ら実行する不断の改革 公立大学は、社会が急速に変化する中で、地域社会から欠くべからざる存在であり続けるために、 自ら不断の改革を実行するとともに、その成果を積極的に社会に発信する。	中期計画に基づく取組みを推進するとともに、それらについて毎年度自己点検・評価を実施し、ウェブサイトで公表している。　また、年1回、大学の内部質保証のために必要となる各種基礎データをまとめた「アニュアルレポート」を発行し、ウェブサイトで公表している。 【自己点検・評価報告書】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/corpoInfo/2010-0618-1011-32.html 【アニュアルレポート】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/corpoInfo/annual-reports.html	適合

公大協ガバナンスコードの適合状況

2　公立大学の適正な経営の展開

公立大学が、自主的・自立的な環境の下、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、 社会に対する役割を果たし続けるためには、学長がそのリーダーシップを発揮し、迅速・的確な意思 決定を可能とする経営体制を構築することが求められる。 またガバナンスの基本要素の一つとしてトップへの牽制機能が求められる。公立大学は、それぞれ の制度環境に即して、学長に対する自律的な牽制機能について検討し、強化していく必要がある。

	項目名	本学 適合状況	
原則2-1	**学長をはじめとした経営執行部の責務**		
原則2-1-1	学長の責務 学長は、基本原則１に掲げる事項を踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の考え方を 明らかにし、教職員の理解を得て、その意欲と能力を引き出すとともに、学生等に対しても情報発信に努めるべきである。また、自大学の教育研究の成果が最大化されるようリーダーシップを 発揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて大学経営を行う。	教職員に対しては、部局長会議や入試説明会、大学改革セミナー等において、経営及び教学運営に関する考え方を示している。また、学生に対しては、入学式や学位授与式等の各種式典において、教育研究の考え方を示すとともに、毎年「学長懇談会」を実施し、学生の声を直接聴く機会を設けている。さらに、大学ウェブサイトや大学案内において、学長メッセージを広く発信している。 また、教職員や学生だけでなく、学外委員を含む経営協議会や理事会、福岡県法人評価委員会、設置者である福岡県、そして地域社会といった学内外の様々なステークホルダーの意見や期待を鑑みながら、大学運営を行っている。	適合
原則2-1-2	学長を支える補佐体制の構築 学長は、副学長、学長補佐等の人材を適材適所に責任をもって学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行へのサポートが機能する体制を整備する。	副理事長、副学長、事務局長等を適材適所に配置し、法人運営や教育・研究・地域貢献活動等のさらなる充実に向けて理事長・学長をサポートする体制を整備している。	適合
原則2-1-3	戦略的な資源配分 学長は、原則１－２及び１－３で整備した体制を通じ、予算・人事・組織編制等について、教育・ 研究・地域／社会貢献機能を最大化するための戦略的な資源配分を行い、その成果を適切に検証する。	「第4期中期計画」では、「戦略的な大学運営の推進 」することとしており、その具体的な実施項目として「大学の教育研究組織、経営状況等の検証・改善」、「戦略的・機動的な運営に必要な人材の確保・育成」等を設定している。 予算・人事・組織編制等の戦略的な資源配分については、原則1-2、1-3で述べた学内体制の下、この中期計画の実施項目を通じてを行っている。	適合
原則2-1-4	大学の経営執行部に求められる責務 大学の経営執行部は、大学経営の重要事項について迅速かつ十分な検討等を行うことで、学長の意思決定を支え、大学の適正な経営を確保する。	毎週開催している学内理事の会議や、月2回開催している主要６委員会の会議において、大学経営の重要事項を迅速かつ十分に検討することで、理事長・学長の意思決定を支え、適正な経営を確保している。	適合
原則2-2	**大学の経営、教育研究を支える審議機関と監査体制の構築**		
原則2-2-1	外部ステークホルダーを交えた経営審議体制の構築 公立大学は、業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様なステークホルダーの幅 広い意見を聴き、その知見を積極的に大学経営に反映させるために経営に関する重要事項を審議する機関などの組織体制を整備する。そうした組織に対しては、その役割を踏まえ適切な議題の設定をはじめ、明確な方針に基づいた委員の選任を行うとともに、外に開かれた組織と なるよう学外委員を半数以上で構成するなど、審議を活性化させるため運営方法を工夫する。	地方独立行政法人法及び定款に基づき経営協議会を置き、中期計画の進捗状況等、経営に関する重要事項を審議している。 経営協議会の委員構成は、理事長及び副理事長のほか、大学に関し広くかつ高い識見を有する外部委員6名（地元の経済界や自治体、教育分野や地域団体の関係者等）を選任し、地域社会の多様な意見を大学運営に反映させる体制を整えている。	適合

	項目名	本学 適合状況	
原則2-2-2	教育研究の質の向上を図るための審議体制の構築 公立大学は、教育研究の質の向上を図り、教育・研究・地域／社会貢献の機能を最大限発揮 できる教学運営を実現するため、教育研究に関する重要事項を審議する機関などの組織体制 を整備する。そうした組織に対しては、その責務を十全に果たせるよう、他の会議体との役割分 担を明確にし、会議運営を工夫する。	地方独立行政法人法及び定款に規定する教育研究協議会を置き、経営に関する重要事項のうち、教育研究に関する重要事項を集中的に審議している。 教育研究協議会委員には、学長となる理事長と学部長の他、重要な学内組織の長（副学長、大学院研究科長等）を選任し、教育研究に関する重要事項を審議する体制を整えている。	適合
原則2-2-3	大学業務に対する適切な監査体制の構築 公立大学は、監査等の業務を通じて効果的・明示的に牽制機能を果たすことができる体制を 整備するとともに、担当する監事等がそれらを適切にチェックできる仕組みを工夫する。	監事監査規程を定め、規程に基づく監査計画を作成し、監査（業務及び会計）を行っている。監事は、役員及び職員に対して質問し、説明及び資料の提出を求めることができ、役員及び職員は、監事が行う監事監査に協力しなければならない。監事相互の連携を密にするとともに、法人の内部監査組織と情報を共有するなど連携し、的確かつ効率的な監事監査を実施している。	適合
原則2-3	**学長選考機関の責務**		
原則2-3-1	公立大学のミッションを踏まえた責任ある学長の選考 選考機関は、学長の選考や解任、学長の業績評価等を担うこととなる会議体であることから、 中立性・公正性を担保するため、外に開かれた組織となるよう選考委員の半数以上を学外委 員とするなど、選考委員の選任方法や選考理由については透明性の確保に努めるべきである。 そのうえで選考機関は、自らの権限と責任に基づき、学長に求められる人物像（資質・能力等） を明らかにするとともに、広く学内外から学長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行う。	定款では、学長選考会議は、経営協議会において選出した３人、教育研究協議会において選出した３人をもって構成すると定められており、さらに、現に法人の役員又は常勤の職員でない者が含まれるようにしなければならないと定められている。 また、学長の選考にあたっては、学長選考会議において選考基準を定め、書類審査及び面接を行ったうえで、学長選考会議が定める評価基準に基づき、主体的に選考を行っている。 【公立大学法人福岡県立大学定款】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/corpoInfo/rules.html	適合
原則2-3-2	学長の解任のための手続きの整備 選考機関は、学長の選考を行うとともに、学長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行 わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても学長の解任を申し出る 役割があり、選考機関は、迅速かつ公正にこれを行うことができるよう、予め学長の解任を申し 出るための手続や公表の手順について整備する。	学長選考会議規程では、学長選考会議の所掌事項として学長の解任に関する事項を審議すると定めており、学長の解任を申し出るための手続や公表の手順については、今後開催する学長選考会議に諮った上で定める。	適合

	項目名	本学 適合状況	
原則2-3-3	学長の業務執行に関する評価 選考機関は、学長の選任の後も、学長の業務が適切に執行されているか評価を行う。評価に あたっては、法人の自己評価など既存の評価を参考にするとともに、教職員等からのヒアリング を行うなど、学長が大学内部において果たしている実態について適切に状況を把握して行うほか、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、選考機関に よる学長の選考を一過性のものにすることなく、学長から独立性をもって、組織としてその結果 に責任を持つ。	学長の業務執行に対する評価については、学長選考会議委員を構成員として含む教育研究協議会や経営協議会において、中期計画の進捗や自己評価の審議という形で行われている。また、福岡県公立大学法人評価委員会による評価も参考にしている。 学長選考会議における評価については、今後開催する学長選考会議に諮った上で定める。	適合
原則2-4	**法令遵守とリスクマネジメント**		
原則2-4-1	法定事項に関する適切な情報開示 公立大学は、設置自治体からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係 者からの財源に支えられた公共体として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの 理解と支持を得るため、公正な運営に努めるとともに透明性の確保が求められる。法令に基づく 適切な情報公開を徹底することに加え、大学運営、教育・研究・地域／社会貢献活動に係る 様々な情報についても分かりやすく公表する。	中期計画、業務実績報告及び評価結果、自己点検・評価、予算、決算等の財務諸表について理事会、経営協議会等において審議し、本学ホームページで公表している。 また、学校教育法に基づき教育や研究に係る情報を本学ホームページで公表している他、各部門において各種情報の公表に努めている。 【法人情報の公開】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/corpoInfo/index.html 【教育情報の公開】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/education_info/index.html	適合
原則2-4-2	研究活動における倫理の遵守 公立大学は、所属する研究者一人一人に高い研究倫理を身につけさせるとともに、研究インテ グリティを確保し、組織としての自己規律を図ることが求められる。そのため、適切な環境の整 備や研修体制を構築するとともに、若手研究者等が自立して研究活動に取り組める支援体制 を構築する。	「公立大学法人福岡県立大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規則」及び「公立大学法人福岡県立大学研究倫理審査要綱」に基づき、研究者には研究倫理に係る定期的なe-learning研修の受講を義務付けるなど、継続的な研究倫理教育及びコンプライアンス研修を実施している。 また、研究インテグリティの確保に向けて「公立大学法人福岡県立大学利益相反管理規則」に基づき、ＣＯＩ委員会を設置・運営し、利益相反管理を適切に実施するとともに、研究費の適正執行及び関係法令等の遵守を図っている。 若手研究者等への支援については、附属研究所にて科学研究費助成事業等の外部資金獲得に向け、情報提供・応募への推奨・申請書の添削指導等を行っている。また若手教員の研究活性化を図るため、研究奨励交付金制度のなかに若手奨励研究の助成を設けており、自立的かつ継続的に研究活動に取り組むことができる環境整備を進めている。 【福岡県立大学における適正な研究活動の推進について】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/Research/index.html 【公立大学法人福岡県立大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規則】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/Research/img/7-1-08.pdf 【公立大学法人福岡県立大学研究倫理審査要綱】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/Research/img/7-1-09.pdf 【公立大学法人福岡県立大学利益相反管理規則】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/fkitei/07/7-1-06.pdf	適合

	項目名	本学 適合状況	
原則2-4-3	大学特有のリスクに対する備え 公立大学は、大学特有のリスクに対し常に備えることにより、業務の継続性を維持できるよう、サ イバーセキュリティを確保するとともに、必要な体制整備を行う。	大学で発生するおそれのある危機は、地震や風水害などの自然災害に限らず、大規模な火災、停電、重篤な感染症の発生など多岐にわたっている。こうした危機に対し、「危機管理基本方針」「危機管理基本マニュアル」等を備え、平常時より危機の把握と発生防止、いざという時に対する事前準備、そして危機発生時には迅速かつ的確な対応を行ない被害を最小限にとどめるよう努めている。 情報セキュリティについては、その重要性を認知し、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」を兼ね合わせた「公立大学法人福岡県立大学情報保全規則」を策定し、体制の整備、インシデント発生時の対応等に備えている。 また、毎年度、全教職員を対象に情報セキュリティ研修を実施している。	適合
原則2-4-4	内部統制の仕組みの整備と運用体制 公立大学は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくために は、大学経営及び教育・研究・地域／社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要がある。そ のために、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的な見直しを図る。	業務の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守の促進、資産の保全を図り、もって法人の業務の適正を確保するため、平成３１年に内部統制規則を定め、理事長を最高管理責任者とする内部統制システムを整備した。 内部統制システムの有効性を監視するため、役職者による所管業務の自己点検や相互牽制、決裁承認手続きによる日常的モニタリングを行うほか、内部監査室による内部監査、幹事及び会計監査人による監査を通じたモニタリングを行っている。 令和７年度には、「ガバナンスは法人の責務である」との考え方に立ち、「公立大学法人福岡県立大学ガバナンス・コード」を策定、公表した。また、令和７年度実績分からは、IR推進室において「公立大学ガバナンス・コード」への適合状況を点検し、公表する仕組みを整備した。 【公立大学法人福岡県立大学ガバナンス・コード】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/corpoInfo/img/297345b6e9e6fddd1f22033344d7c405.pdf	適合

公大協ガバナンスコードの適合状況

3　教育研究の発展

公立大学は、地域における高等教育機関の中心的存在として大学が普遍的に有する教育機会 の均等の実現、高度な教育による社会の持続的発展を支える高度人材の輩出、社会にとって普遍 的な価値をもたらす高度な学術研究の推進、社会の各層に対する大学の知的価値の提供などの社 会的貢献等様々な機能を変化させつつ、高度化していく責務がある。 そのため、学長には、その設置目的に示されたミッションとの整合を図りながら、全体として調和の とれた大学運営を実現するために、全学的な視点で行われる教学マネジメントを確立し、教育研究 等の質の不断の見直しのためのマネジメントの強化に取り組むことが求められる。 さらに、今後の 18 歳人口の激減や AI の普及などの社会環境の変化を展望し、必要となる教育 改革を実現することが求められる。

	項目名	本学 適合状況	
原則3-1	**全学的視点に立った教学マネジメントの実現**		
原則3-1-1	学位プログラム毎の学修目標と方針の具体化 公立大学は、基本原則１で掲げるミッションやビジョンを踏まえ、大学に置かれる学位プログラム 毎に学修目標を分かりやすく具体的に設定する。また、その学修目標を達成するために、卒業 認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を実質的に機能 するよう適切な策定単位で定め、不断の見直しを行う。	本学では、「福岡県立大学憲章」で掲げる基本理念及び大学の教育目的を踏まえ、大学全体並びに人間社会学部（公共社会学科・社会福祉学科・人間形成学科）、看護学部及び各研究科の学位プログラムごとに、育成する人材像と学修目標を具体化し、卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）及び入学者受入れの方針（AP）を定め、公表している。DPに示す修得すべき資質・能力を基礎として、CP及びAPとの一貫性を確保するとともに、学位プログラムDPレビュー等を通じて教育内容及び学修成果を点検し、必要な改善や方針の見直しを行っている。 【福岡県立大学憲章】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/aboutus/Charter.html 【福岡県立大学　教育の目的と三つのポリシー】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/aca-gra/post_2.html 【入学者選抜の基本方針】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/aca-gra/img/07814cb3b49a79dbd3b2918e6e450088.pdf	適合
原則3-1-2	学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成 公立大学は、原則３－１－１で掲げる学修目標を達成するため、個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、学修者の目線に立った教育課程を体系的・組織的に編成する。	本学では、DPに掲げる学修目標を達成できるよう、CPに基づき、基盤教育科目、全学横断型科目及び専門教育科目（看護学部は専門基礎科目及び専門科目）を、基礎から専門へ段階的に学修できるよう体系的・組織的に編成している。両学部で学べる全学横断型科目を配置し、地域の保健・医療・福祉の課題に多様な人々と協働して取り組む実践的能力の育成を図っている。また、シラバス、学生便覧及び大学院の履修の手引き等により、授業科目の目的、内容、到達目標及び履修方法を学生に明示している。学位プログラムDPレビュー等においてDPと授業科目との対応や教育課程の体系性を点検し、学修者の視点を踏まえた教育課程の改善に取り組んでいる。 【福岡県立大学　教育の目的と三つのポリシー】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/aca-gra/post_2.html ・人間社会学部　教育の目的と三つのポリシー https://www.fukuoka-pu.ac.jp/aca-gra/post_3.html ・看護学部　教育の目的と三つのポリシー https://www.fukuoka-pu.ac.jp/aca-gra/post_4.html 【学部・大学院授業科目概要（シラバス）】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/aca-gra/outline.html	適合

	項目名	本学 適合状況	
原則3-1-3	教育成果と学修成果の把握と可視化 公立大学は、原則３－1－２で掲げる教育課程を通じ、原則３－１－１の学修目標で定めた資 質・能力を育成できているかどうか、また学生一人一人が自らの学びによりその資質・能力が獲 得できたことを実感・説明できるよう、教育成果と学修成果の把握・可視化に努める。	教育の質及び学修成果を把握・検証するため、授業評価アンケートを実施し、その結果を踏まえて各教員が授業自己評価・対応プランを作成するとともに、その内容を公開し、授業改善につなげている。また、各学位プログラムにおいて学位プログラムDPレビューを実施し、DPアンケート、授業実施評価レポート、進路・資格試験・留年・退学状況等を用いて、教育成果及び学修成果を点検・評価している。さらに、卒業研究にルーブリック評価を導入し、評価基準の明確化及び評価の標準化を図っている。加えて、教員の業績評価において、教育活動に係るエフォートや自己評価等を把握し、教育活動の点検・評価を行っている。 【プログラムレビュー】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/education_info/dp.html 【授業評価アンケート】 https://unipa.fukuoka-pu.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml	適合
原則3-1-4	社会環境の変化を展望した教育改革の推進 公立大学は、今後の 18 歳人口の激減や AI の普及などの社会環境の変化を展望し、カリキュ ラム改革をはじめとする、必要な教育改革について迅速に取り組む。	社会環境の変化や教育上のニーズを踏まえ、教育内容・教育方法の改善に取り組んでいる。特に、アクティブ・ラーニングについては、FD研修を実施するとともに、授業評価及び授業改善のための対応プランを通して、各授業における実践・改善を進めている。また、生成AIの普及等を踏まえ、教養演習においてAI活用に関する内容を取り入れるとともに、FD研修においても生成AIを取り上げるなど、新たな教育課題への対応を進めている。	適合
原則3-2	**教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築**		
原則3-2-1	自己点検・評価に基づく教育研究活動の継続的な改善 公立大学は、自己点検・評価のための適当な体制を整えるとともに、適切な項目を定め自己点 検・評価を行い、教育研究活動の継続的な改善を図る必要がある。これを機能させるために、 教学の取組みを可視化し、改革に資するための FD、SD 及び教学 IRを推進すると同時に、必要な高度な専門性の涵養を図りつつ、教職協働の深化に努める。	組織体制としては、「IRサイクル総合会議」と「中期計画推進会議」を設置し、大学独自の自己点検・評価と中期目標・中期計画の進捗状況に関する点検等を推進する体制を整備している。 具体的な取り組みでは、福岡県立大学アセスメント・プランに基づき教学の取り組みや学生の学修状況を可視化して把握することによって、教学IRを推進している。また、その結果を踏まえた学内でのSD・FDセミナーの開催や学外のSD・FDセミナーへの参加を通じて、教育や学生支援に関する専門性の涵養を図っている。さらに附属研究所や事務局による研究費獲得や研究サポートなどの取り組みを実施し、研究活動の推進に努めている。以上の点を含めて大学全体の取り組みを毎年度、自己点検・評価報告書にとりまとめ、教育研究活動の継続的な改善につなげている。	適合

	項目名	本学 適合状況	
原則3-2-2	教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用 公立大学は、原則３－１－３で掲げた取組みを通じて、学修者本人や社会が期待する学修成 果を示すことが教育の質保証の観点から重要である。したがって、学修成果の継続的なモニタ リングを行い、原則２－４－１で掲げる法定事項のみならず、学修者や社会が求める情報の公 表も積極的に進める。	本学では、アセスメント・プランに基づき、学生による成績評価アンケート、卒業時のディプロマ・ポリシーアンケート、進路・資格試験・留年・退学状況等の各種データを活用し、学修成果の検証を行っている。 【福岡県立大学：アセスメント・プラン】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/education_info/dp.html これらの検証結果は、学科等ごとに「学位プログラムDPレビュー」として取りまとめ、大学ホームページに公表している。また、卒業・就職状況や成績評価基準等の教育情報についても公表し、教育活動の透明性の確保に努めている。 【福岡県立大学：学位プログラムDPレビュー】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/2022ninsyo/k2-3-siryo01.pdf?utm_source=chatgpt.com 大学機関別認証評価については、2022年度に一般財団法人大学教育質保証・評価センターによる評価を受審し、大学評価基準を満たしているとの評価を受けた。評価結果及び点検評価ポートフォリオを大学ホームページに公表している。また、評価結果をFD活動等を通じて学内で共有するとともに、第4期中期計画に基づき、自己点検・評価及び第三者評価の結果を踏まえた教育研究活動や大学運営の継続的な改善に取り組んでいる。 【大学機関別認証評価】https://www.fukuoka-pu.ac.jp/corpoInfo/evaluation.html 【第4期中期計画】https://www.fukuoka-pu.ac.jp/corpoInfo/mokuhyou.html	適合
原則3-2-3	認証評価等の積極的な活用 公立大学は、他大学との差異や、それぞれの大学の強みや特色を分析し、打ち出していく上でも重要な仕組みとして、認証評価等の外部評価を積極的に活用する。	外部評価の結果を大学ウェブサイトにおいて適切に公表するとともに、教育研究活動の改善に活用し、継続的な質保証と向上に努めている。外部評価を大学改革に活用するため、毎年の振り返りを「アニュアルレポート」にまとめ、大学ウェブサイトで公表している。 本学は内部質保証と内部統制の強化・向上について、組織の見直しを複数回行ってきた。これまで内部質保証を担ってきたIR推進室に加え、IRサイクル総合会議を設置し、内部質保証サイクル推進についての進捗管理及び随時評価を行っている。また、SD・FD担当組織とともに、IR系組織が共同で大学改革セミナーを随時開催し、全学の教職員に内部質保証の取組への参画を促し、内部質保証サイクルを大きな輪・小さな輪どちらでも稼働するよう取り組んでいる。	適合

公大協ガバナンスコードの適合状況

4　地域社会への貢献

公立大学は、設置自治体が示す設置目的のもとで、その活動を展開している。公立大学は大学 が普遍的に有する教育・研究のみならず、それを通じた地域／社会貢献を行うことが求められる。 その際、公立大学は、地域が持つ歴史的・社会的な現実の中から、自らの教育・研究を発展させる創造的な契機をくみとり、地域社会との新しい関係を作ることによって、その社会的な役割を果たしていくことが求められる。

	項目名	本学 適合状況	
原則4-1	**ステークホルダーとの信頼醸成**		
原則4-1-1	設置自治体との有機的な関係構築 公立大学は、基本原則１で掲げるミッションやビジョンのもとで取り組まれる諸活動が地域にとってもより有益なものとなるよう、設置自治体と伴走し、相互のコミュニケーションにより信頼を醸成 することが重要である。また、設置自治体が定める目標に対し、適切な計画の策定や、効果的・ 効率的な業務の実施・評価を通じ、相互の理解と調和に基づく適切な大学運営を進めていく。	中期計画は、設立団体である福岡県が定めた中期目標に基づき策定している。また、中期計画の年度ごとの達成状況は、福岡県を通じて福岡県公立大学法人評価委員会に報告し、フィードバックを受けながら、大学運営を進めている。 さらに、毎年開催している情報交換会において、福岡県と課題等の共有を行っている。	適合
原則4-1-2	産学官連携、生涯教育等を通した成果の還元による地域社会との関係構築 公立大学は、人材の育成や地域への定着、産学官連携を通じた地域産業の振興及び社会課 題の解決、地域住民への多様な教育機会の提供などの実現に向けて行動することによって、 地域社会と相互に信頼関係を構築していく。	人材の育成や地域への定着は、各種国家資格や教員免許に関する教育課程において地域の社会福祉施設・機関、医療機関、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等と連携した実習教育を展開しつつ、それらの施設・機関等と協力して業界セミナーや就職説明会などを開催しており、地域との協力関係を築いている。 産学官連携では、福岡県重点課題事業を受託し、不登校児童生徒への支援を実施したり、福岡県国保連との共同研究でKDBシステムを活用して福岡県の医療と介護に関する研究を進めたりする中で、地域振興や社会課題の解決に取り組んでいる。 地域住民への多様な教育機会の提供については、社会福祉士・精神保健福祉士や公認心理師・臨床心理士の有資格者へのリカレント教育や看護師の特定行為研修、各種公開講座の実施、筑豊市民大学、ペアレントトレーニングなど、分野・領域や属性・対象を限定せず教育機会を提供する全世代型キャンパスの取り組みを推進している。	適合
原則4-1-3	大学の財政基盤に寄与する地域住民等との関係構築 公立大学は、大学運営の財政を支える地域住民等から理解と支持を得るため、情報公表を通じて透明性を確保しながら、地域に信頼される大学としての存在感を高めていく。	中期計画、業務実績報告及び評価結果の他、予算、決算等の財務諸表について、本学ホームページで公開している。 【情報公開】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/information/index.html	適合

	項目名	本学 適合状況	
原則4-2	**地域の中核を支える共創拠点としての公立大学**		
原則4-2-1	地域への優れた人材の輩出 公立大学は、大学が持つ資源を活かし地域と協働することで、その地域ならではの質の高い人 材育成に取り組むとともに、地域に輩出する人材全体の質の向上に努める。	人間社会学部と看護学部の2学部4学科における国家資格や免許の指定科目を中心とした専門教育課程に加え、「データサイエンス・プログラム」「キャリアマネジメント・プログラム」「援助力養成プログラム」「国際交流プログラム」からなる全学横断型プログラムを設置し、専門力と汎用力を相乗的に涵養する教育を全学体制で実施している。また、これらの教育と並行して、インターンシップやボランティアなど地域社会の様々な活動に参加する中で学習を深めたり、交換留学・海外短期研修を通してグローバル視点を養ったりする機会を提供することで、地域社会や国際社会で活躍できる人材の育成に力を入れている。	適合
原則4-2-2	地域経済・社会を支えるイノベーションの創出 公立大学は、優秀な研究者の確保をはじめ、研究の高度化を支援するための人材育成を通じ て、地域が抱える様々な課題や取り組むべき事項に対応し、地域経済・社会を支えるイノベー ションを創出する。	本学では、研究奨励交付金制度を設け、保健・医療・福祉等の研究の高度化に取り組む研究の支援を通して、地域が抱える様々な課題や取り組むべき事項に対応し、地域経済・社会を支えるイノベーションの創出を推進している。 2023年に福岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）とデータ分析に関する共同研究事業協定書を結び、国保連が運用している国保データベースシステムに集積された医療・介護・特定健診データを本学研究員と国保連が共同で分析・研究を行い、地域が抱える様々な課題解決に取り組んでいる。また、各種受託研究の推進や、自治体の委員会等への教員の派遣などを通して、地域が抱える様々な課題解決に対応している。 本学の立地する田川市とは、2010年に包括連携に関する協定を締結して以降、保健・医療・福祉の充実を始めとする様々な分野で連携している。2026年度からは、新たな協働事業として本学教員や学生と田川市が協働で地域の課題解決と地域の活性化を目指す「学びをまちに× アイデアを形に〜 Campus 2 Community〜プロジェクト」を開始し、地域経済・社会を支えるイノベーション創出に向けた取り組みを推進している。	適合
原則4-2-3	共創拠点としてのキャンパス整備 公立大学は、多様なステークホルダーが関与しながら新たな価値を生み出す共創拠点として の期待も寄せられている。その機能を充実させるためのキャンパス・施設等の整備をはじめ、原 則４－２－２で掲げるイノベーション創出のため、多様な人材が交流できる機能を充実させる。	本学では「不登校・ひきこもりサポートセンター」および「社会貢献・ボランティアセンター」が大学生ボランティアの派遣や不登校・ひきこもりの支援を行い、地域住民や施設、学校関係者と大学・学生をつなぐ窓口となっている。両センターは専門の職員だけではなく大学教員も運営に携わっており、質の高い支援体制を整えている。 本学の附属研究所では、研究奨励交付金などの研究者支援や不登校・ひきこもりサポートセンターなど学内のセンターが中心となり各専門職や地域住民を対象とした公開講座を開催している。さらに、地域の知の拠点として地域教育支援機構の機能を強化し、機構の下でた各年代の学びの場を提供する「全世代型キャンパス」の具体化に向けを整備しているところである。	適合

公大協ガバナンスコードの適合状況

5　持続可能性・多様性のある社会への対応

大学は世界に開かれ、世界的な普遍的価値を生み出し、あまねく提供する存在となることが求め られる。公立大学には、社会の持続的発展のために貢献するとともに、多様な価値観の社会に対応 し、すすんで人権の尊重やハラスメントの防止に努めることが求められる。

	項目名	本学 適合状況	
原則5-1	持続可能な社会のための貢献 公立大学は、持続可能な社会の構築に貢献するため、そのミッションやビジョンに応じ積極的に対応するとともに、地域社会に対して大学の持つ資源や成果を還元していく。	地域に根ざし、地域とともに発展する大学として、学生、教員、職員が一体となって目指す行動の指針として「福岡県立大学大学憲章」を策定している。 また、少子高齢化社会において、生涯を通じて学びの機会を提供する「全世代型キャンパス」として地域社会に対して開かれた大学を目指すとともに、福岡県国民健康保険団体連合会との共同研究、地元自治体との連携等を通じて、大学が持つ資源や成果を地域社会に積極的に還元している。 【福岡県立大学大学憲章】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/aboutus/Charter.html	適合
原則5-2	ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進 公立大学は、多様性を重んじ、性別、年齢、人種や国籍、障害の有無等にかかわらず、学生や教職員等の能力が最大限発揮できる機会を構築する。また、社会の発展が多様な知識や感性によって牽引されてきたことを踏まえ、学生の社会進出、教職員の採用、幹部職員への登用など、大学におけるあらゆる場面において、男女が共同参画し活躍できるよう各大学において計画的な取組みを進めていく。	第4期中期計画（令和6～11年度）では、教育、研究、地域貢献等、大学運営のあらゆる場面において、DEIA（※）の理念に基づいた取組みを行うこととしている。 また、男女共同参画の取組みとして、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に係る「一般事業主行動計画」を策定し、計画に基づく取組みを進めている。 ※Diversity（多様性），Equity（公平性），Inclusion（包括性），Accessibility（アクセシビリティ） 【第4期中期計画】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/corpoInfo/files/no4_keikaku.pdf 【一般事業主行動計画】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/corpoInfo/post_4.html	適合
原則5-3	人権の尊重とハラスメントの防止 公立大学は、学生・教職員はもとより、大学の諸活動に関わるすべての関係者の人権が尊重されるよう配慮する。大学の構成員一人一人が人権の尊重とハラスメントの防止を自分自身の問題として捉えられるよう、組織的な取組みを進めていく。	「公立大学法人福岡県立大学における人権侵害の防止及び対策等に関する規程」を定め、教職員、学生及び大学関係者の教育、研究、就労及び就学における環境を保護し、ハラスメントを含むあらゆる人権侵害を防止することとしている。 また、年に１回以上、教職員を対象に、人権に関する研修を実施している。これにより、大学の構成員一人一人が人権の尊重とハラスメントの防止を自分自身の問題として捉えられるよう取り組んでいる。 【公立大学法人福岡県立大学における人権侵害の防止及び対策等に関する規程】 https://www.fukuoka-pu.ac.jp/Approach/human_rights.html	適合